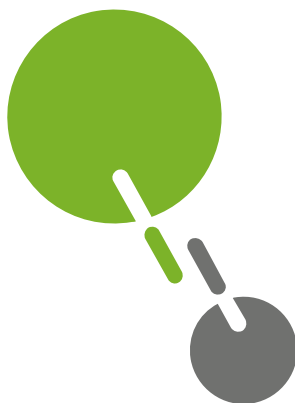
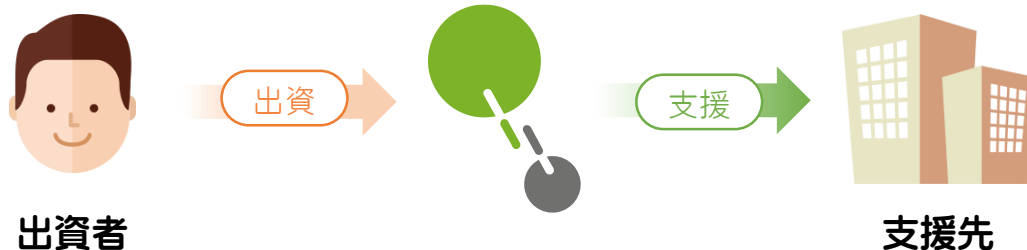


一般社団法人
One World 金融教育機構
基金募集のご案内

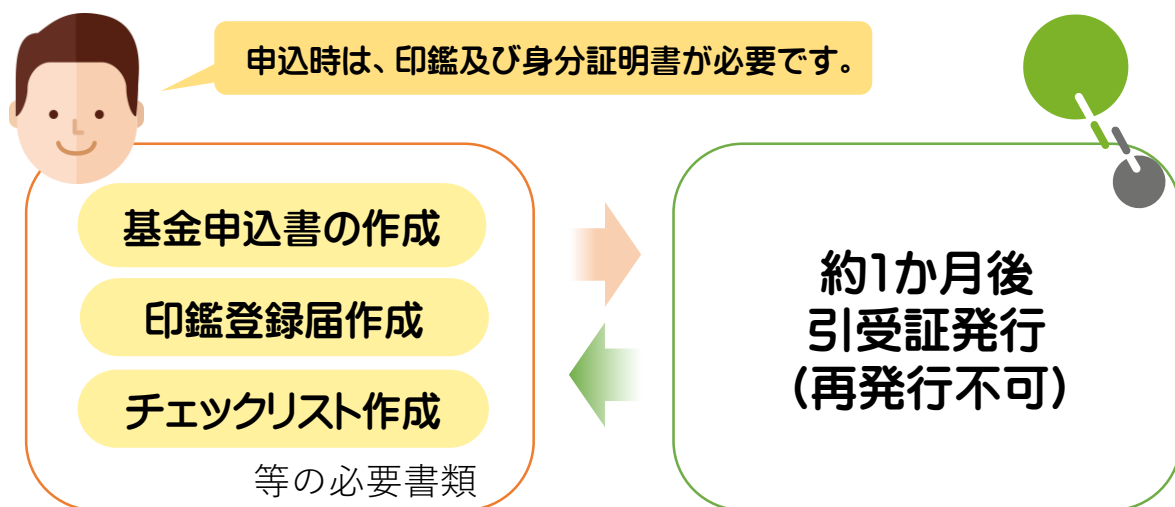


One World 金融教育機構による基金募集

アジア金融市場で活躍する金融人材育成と投資環境整備のための基金募集。
基金は世界のトレーダーの運用証拠金及び育成資金として活用されます。



基金引受申込み方法



※上記書類の作成事項として、拠出者様の氏名又は名称及び住所などの情報を
いただいておりますため、ご理解お願い申し上げます。

基金更新時のご連絡

当基金は1年ごとに**出資契約の更新**をお願いしております。

更新予定日の1か月前に個別に連絡を行い、
再出資の意思を確認いたします。



一般社団法人 One World 金融教育機構 第55回金融教育基金募集要綱

1. 法人の名称：一般社団法人 One World 金融教育機構
2. 基金募集総額：金1億5千万円
3. 申込取扱場所：一般社団法人One World 金融教育機構 本社事務所
4. 基金払込銀行：ゆうちょ 銀行 支店名 〇一八

普通預金 口座番号 7407033

シャ) ワンワールドキンユウキョウイクキコウ

5. 振込みの期間：2019年 6月 1日から同年6月 末日まで
6. 基金1口の金額：金100万円
 - ・基金申込者は、上記金額の整数倍単位の申込みをすることができます。
7. 基金の返還方法
 - ・基金は、当法人基金取扱規程第18条の規定により返還を行います。
 - ・申込者からの返還の請求はできません。

<個人情報保護に関する基本方針>

当機構は、個人情報の取扱いに関し、その情報を安全に管理し、適正に使用することの重要性から、次のとおり個人情報保護方針を定め、当機構で保有するすべての個人情報の保護に万全をつくすことをお約束します。

1. 関係法令の遵守

当機構は、個人情報の取扱いにおいて「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及びその他の関係法令を遵守致します。

2. 個人情報の適正利用

当機構は、ホームページ等での公表又は書面によるお知らせによりお客様の個人情報の利用目的を明確にし、法令に定める場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において使用致します。

なお、利用目的の特定については、例えば、当機構の事業内容を勘案してお客様の属性ごとに利用目的を限定する措置やお客様の選択により利用目的を限定する措置などを実施することも踏まえ、お客様にとって利用目的がより明確になるように努めます。また、情報の取得についても、個人情報の取得元又はその取得方法（取得の種類等）を、可能な限り、具体的に明示するよう努めます。

3. 個人信用情報機関の利用

当機構が加盟する個人信用情報機関に登録されている個人情報は、返済能力の調査以外の目的には利用致しません。

4. 個人情報の安全管理

当機構は、保有する個人情報において、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん及び漏えい等の防止に努め、適切な安全管理措置を講じます。

5. 個人情報の第三者提供

当機構は、法令に定める場合を除き、お客様の個人情報を、あらかじめご本人様の同意を得ることなく、第三者に提供致しません。

6. 個人情報の委託

当機構が個人情報の取扱いを外部へ委託する場合は、当機構の定める基準に基づき個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定したうえ、適正な取扱いを確保するための契約等を締結し、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います。

また、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等により、可能な範囲で、委託事務処理の透明化に努めます。

7. 個人情報保護の維持・改善

当機構は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、全役職員に対する個人情報保護に関する教育及び取扱い状況に関する定期的な監査を行い、当保護方針を実践するとともに、その継続的改善に努めます。

8. 個人情報についてのお問い合わせ窓口の設置について

当機構は、個人情報の取扱いに関するお客様からのお問い合わせ窓口を設置し、適切かつ迅速な対応に努めます。なお、当機構の保有個人データについてご本人様からご要望があった場合には、当機構からのダイレクトメールの発送停止を含め、可能な範囲で、ご要望に応じるよう努めます。

基金返還に関するご注意

基金取扱規程(基金の返還)

第18条

当法人の基金の返還は、社員総会の決議によって行わなければならない。

2. 当法人は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額か次の金額の合計額を

超える場合において、その事業年度と次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、その超過額を返還の限度として基金の返還をすることかてきる。

(1) 基金並びに第21条の代替基金の総額

(2) 時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額(3) 第1項の決議においては、次の事項を議決するものとする。

基金返還または買取における取極め

一、基金出資者にやむを得ない事情が生じた場合には、基金取扱規程第4章基金の返還に定められた手続き、もしくは、当該出資者の引受した基金を第三者が引き受けることにより返還します。

二、基金の返還にあたっては、基金出資者から申し出のあった日から2週間以内に社員総会を開催し、返還の可否について決するものとし、基金出資者には社員総会開催後3営業日以内に、検討結果及び手続きについて通知します。

三、返還にあたってはその事務手数料として、当該基金の総額に対し以下の計算式で計算されるものを徴収します。

$$(\text{事務手数料}) = (\text{返還を希望する基金の金額}) \times 1.5\%$$

従って、返還額は次のとおりとなります。

$$(\text{返還額}) = (\text{返還を希望する基金の金額}) - (\text{事務手数料})$$